

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・愛荘町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(7) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ウ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 30 年 12 月 21 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

愛荘町

愛荘町長 有村 国知



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・豊郷町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ロ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 30 年 12 月 21 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

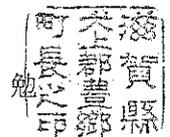
彦根市長 大久保



乙 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊藤 定 勉



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・甲良町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第2号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ロ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市

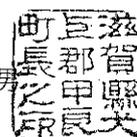
彦根市長 大久保



乙 犬上郡甲良町大字在士353番地1

甲良町

甲良町長 野瀬喜久男



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

ウ (仮称)多賀スマートインターチェンジの整備

(7) 取組の内容

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

(ロ) 乙の役割

(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 30 年 12 月 21 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久保久良

